

## 大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とし、予算の定めるところにより、医療機関に対し大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる事業者は、次のいずれかに該当する医療機関（診療報酬により地域医療体制確保加算を取得しているものを除く。）であって、第8条に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関であって、知事が別に定めるもの
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関であって、知事が別に定めるもの
  - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関であって、知事が別に定めるもの
  - ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関であって、知事が別に定めるもの
  - なお、(1)及び(2)の救急医療に係る実績は、申請年度前年の1月から12月までの1年間における実績とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医師の労働時間短縮に向けた取組として、第8条(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

### (補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に定めた総合的に実施する事業に要する経費とする。

2 前項の経費については、医療機関が診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助

加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(交付額の算定方法等)

第5条 交付額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。第2条（3）アにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。）1床当たり133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、第4条第1項の経費から寄付金その他の収入額を控除した額に対してそれぞれ（2）の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
- (2) （1）に規定する標準単価は、令和3年度限りの措置として、令和2年度に本補助金を活用していない医療機関に限り、1床当たり266千円とする。
- (3) 補助率
  - ア 資産形成経費：3分の2
  - イ その他経費：10分の10

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事の定める日までに提出することにより行わなければならない。

2 前項の大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医療機関の実績確認書（様式第1-2号）
- (2) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書（様式第1-3号）
- (3) 補助金所要額調書（様式第1-4号）
- (4) 事業収支予定明細書（兼収支予算見込書（抄本））（様式第1-5号）
- (5) 事業支出予定（区分別）（様式第1-6号）
- (6) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（様式第1-7号）
- (7) 要件確認申立書（様式第1-8号）
- (8) 暴力団等審査情報（様式第1-9号）
- (9) その他知事が必要と認める書類

(経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、2以上の費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内での配分額の流用を伴う変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第2号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付の要件)

第8条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年間の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年間の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。ただし、本事業の対象医療機関であって、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。
- (3) 2024年までに
  - ・ (B) 水準指定を予定している医療機関（(B) 水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、(B) 水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
  - ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次のア及びイに留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進ための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
    - ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
    - イ 計画の作成に当たっては、次に掲げる(ア)～(キ)の項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。
      - (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）
      - (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
      - (ウ) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
      - (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
      - (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮
      - (カ) 交替勤務制・複数主治医制の実施
      - (キ) 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の

中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

#### (交付申請の取下げ)

第10条 交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内とする。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

#### (実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書(様式第4号)を補助事業の完了日の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 規則第12条の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金精算書(様式第4-2号)
- (2) 事業収支実績額明細書(兼収入支出決算書(抄本))(様式第4-3号)
- (3) 事業支出実績(区分別)(様式第4-4号)
- (4) 事業成果報告書(様式第4-5号)
- (5) その他参考となる資料

#### (補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定により交付の決定をした補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

- 2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付請求書(様式第5号)及び関係書類を知事に対し提出しなければならない。

#### (書類等の検査)

第13条 知事は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めた時は、補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### (交付決定の取消し等)

第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

5 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

#### (取得財産の処分制限)

第15条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

#### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。